

判例評釈：東京地方裁判所令和7年11月19日 判決（令和4年(ワ)第2388号 損害賠償等請求 事件）

コンテンツデリバリネットワーク(CDN)事業者の著作権侵害
幫助責任と損害賠償額算定に関する包括的検討

Gemini 3 pro

第1 序論

1.1 事件の概要と法的位置づけ

本件は、株式会社KADOKAWA、株式会社講談社、株式会社集英社、及び株式会社小学館（以下「原告ら」と総称する）が、米国のインターネットインフラ企業であるCloudflare, Inc.（以下「被告」または「Cloudflare」という）に対し、同社が提供するContent Delivery Network(CDN)サービスが、海賊版漫画閲覧サイト（以下「本件各ウェブサイト」という）による大規模な著作権侵害を助長したとして、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である¹。

東京地方裁判所民事第46部（高橋彩裁判長）は、令和7年（2025年）11月19日、原告らの主位的請求である共同不法行為の正犯としての責任は否定したものの、予備的請求である共同不法行為の幫助責任を肯定し、被告に対し総額約4億7000万円（遅延損害金を含めると約5億円規模）の支払いを命じる判決（以下「本判決」という）を言い渡した¹。

本判決は、インターネットの基盤技術であるCDNを提供する「仲介者（Intermediary）」の法的責任について、日本の裁判所が正面から判断を下した初の事例として極めて重要な意義を有する⁴。特に、これまで「通信の土管（pass-through）」として中立性が強調されてきたCDN事業者に対し、特定の条件下（本人確認の欠如、通知受領後の不作為等）において海賊版サイト運営者による侵害を「容易」にしたとして幫助責任を認め、さらに損害賠償額の算定において、海賊版の悪質性を考慮して使用料率を80%という異例の高水準で認定した点は、知的財産法実務及びインターネット法制に甚大

な影響を与えるものである³。

1.2 本評釈の構成

本評釈では、判決文¹の詳細な事実認定と法適用を基礎として、本件の技術的・法的論点を網羅的に分析する。具体的には、CDNの技術的特性と著作権法上の評価（正犯性及び幫助性）、プロバイダ責任制限法及び著作権法47条の4（電子計算機における利用に付随する利用）の適用除外の論理、そして実務に衝撃を与えた損害賠償額の算定根拠（SimilarWebデータの証拠能力と高料率の認定）について詳述する。また、原告らが提起した米国でのディスカバリー手続や、過去の当事者間の合意枠組みといった背景事情も加味し、本判決の実務的射程を検討する。

第2 事実関係と背景事情

2.1 当事者及び対象著作物

原告らは、日本の出版業界を牽引する主要出版社4社であり、各漫画作品の著作権者から出版権の設定を受けている。本件訴訟において権利侵害が主張された著作物は以下の4作品である¹。

原告	対象著作物	著作者	略称
株式会社 KADOKAWA	『真の仲間じゃないと勇者のパーティーを追い出されたので、辺境でスローライフすることにしました』	A	本件著作物1
株式会社講談社	『進撃の巨人』	B	本件著作物2
株式会社集英社	『ONE PIECE』	C	本件著作物3
株式会社小学館	『ケンガンオメガ』	E, D	本件著作物4

被告Cloudflareは、世界275都市以上にデータセンター（エッジサーバ）を展開し、CDNサービス、DDoS攻撃対策、WAF（Web Application Firewall）等を提供する米国法人である¹。被告は、ウェブサイト運営者（オリジンサーバ）とエンドユーザの間に介在し、コンテンツのキャッシュ配信を行うことで、オリジンサーバの負荷分散と高速化を実現するリバースプロキシサービスを提供していた¹。

2.2 侵害行為の態様と規模

本件各ウェブサイト（「F」等の名称で運営されていた2つのドメイン、以下「本件ウェブサイト1」「本件ウェブサイト2」とする）は、原告らの許諾を得ることなく、発売直後の漫画を含む約4000タイトル、合計12万3631話以上のコンテンツを「Raw-Free」等の表示とともに無料でストリーミング配信していた¹。

サイト運営者（以下「本件運営者」という）は、遅くとも令和2年4月7日までに被告との間でCDN利用契約を締結し、被告のネームサーバを指定することで、エンドユーザからのアクセスを被告サーバに誘導していた¹。

本件各ウェブサイトへのアクセス規模は極めて巨大であり、SimilarWebによる推計によれば、ピーク時（令和3年12月）には月間約3億アクセス（本件ウェブサイト1：約1億1600万、本件ウェブサイト2：約1億8300万）に達していた¹。この膨大なトラフィックは、被告のCDNサービスによるキャッシュヒット率95～99%という高効率な配信支援なしには維持不可能であったと認定されている¹。

2.3 紛争の経緯と事前交渉

本訴提起に至るまでには、日米を跨ぐ複雑な法的措置と交渉が存在した。これらの経緯は、被告の予見可能性や過失の認定において重要な意味を持つ。

① 過去の合意枠組み（令和元年）

原告らと被告は、令和元年6月、東京地方裁判所における仮処分命令申立事件（平成30年（ヨ）第22092号）において和解し、侵害発生時の対応として、原告らが日本の発信者情報開示仮処分手続を利用する枠組み（以下「本件枠組み」という）に合意していた。しかし、この和解には、原告らが本件枠組み以外の法的手段を選択する権利を留保する条項も含まれていた¹。

② 米国での情報開示手続（Discovery）

原告らは、本件運営者を特定するため、米国カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所において、被告に対する情報開示命令（Subpoena）を取得した（令和2年6月～令和3年11月にかけて順次発令）¹。

被告はこの命令に従い開示を行ったものの、開示された情報は「氏名」「メールアドレス」及び「住所」のみであり、住所については「ベトナム」という国名のみや、実在するが運営者とは無関係な「ビールの倉庫」の住所が含まれるなど、被告のKYC（Know Your Customer：顧客確認）の不備により、運営

者の実効的な特定には至らなかった¹。

③ DMCA通知の送付

運営者の特定が困難であったことから、原告らは被告に対し、デジタルミレニアム著作権法(DMCA)に基づく侵害通知(Takedown Notice)を送付し、直接的な対応を求めた。各原告からの通知到達日は以下の通りである¹。

- 原告小学館: 令和2年4月7日
- 原告集英社: 令和2年12月7日
- 原告KADOKAWA・講談社: 令和3年11月12日

被告は、これらの通知を受領した後も即座にサービスを停止せず、本件ウェブサイト1については令和4年3月19日まで、本件ウェブサイト2については令和4年3月16日までサービスを提供し続けた¹。

第3 裁判所の判断構造: 不法行為の成否

3.1 国際裁判管轄(争点1)

裁判所は、民事訴訟法3条の3第8号(不法行為地)に基づき、日本の国際裁判管轄を肯定した。被告は、被告サーバが世界中に分散配置されており、必ずしも日本国内のサーバから配信されたとはいえないと主張したが、裁判所は、被告サーバから日本国内のエンドユーザに対して本件コンテンツが自動公衆送信され、日本国内で原告らの著作権が侵害され損害が発生したという客観的事実がある以上、日本は「加害行為の結果が発生した地」に該当すると判示した¹。これは、サーバの物理的所在地にかかわらず、侵害結果の発生地を重視する近時の越境的デジタル事件における裁判例の潮流に沿った判断である。

3.2 公衆送信の主体性(正犯性)(争点2-1)

原告らは、オリジンサーバは被告サーバのみにデータを送信しており、実質的に公衆(エンドユーザ)へ送信しているのは被告サーバであるとして、被告自身が送信主体(正犯)であると主張した(「まねきTV」判決や「ロクラクII」判決等の規範の適用を意図)。

しかし、裁判所は以下の論理でこれを否定した¹。

1. 規範的定式: 自動公衆送信の主体は、「当該装置(サーバ)に情報を入力する者」である(最高裁平成23年1月18日判決参照)。
2. ホスト型配信の分析: ホスト型配信において、被告サーバへの情報の「入力」は、エンドユーザ

の要求を契機としてオリジンサーバから自動送信されるものである。この自動送信の仕組みを構築し、コンテンツをオリジンサーバに蔵置したのは本件運営者であるため、入力の実体は本件運営者である。

3. キャッシュ型配信の分析: キャッシュデータは、ホスト型配信時に入力されたデータが被告サーバの機能により自動的に記録されたものである。その元となる入力行為を行ったのが本件運営者である以上、キャッシュデータの記録主体もまた本件運営者と評価すべきである。

結論として、被告はあくまでインフラ提供者であり、情報の選別や入力に関与していないとして、主位的請求(正犯責任)を棄却した。これは、リバースプロキシという技術的特性上、CDN事業者が能動的にコンテンツを送信しているわけではないという実態を重視した判断である。

3.3 幫助責任の成否(争点2-3)

正犯性を否定した一方で、裁判所は予備的請求である民法719条2項の幫助責任を肯定した。ここでの事実認定は、今後のプラットフォーム事業者の責任論において極めて重要な先例となる。

① 幫助行為の認定(容易化)

裁判所は、以下の点から被告のサービス提供が侵害を「容易」にし、物理的・心理的に幫助したと認定した¹。

- 負荷分散と効率化: キャッシュヒット率95%超という高効率で月間数億アクセスを処理し、オリジンサーバ単体では不可能な大規模配信を実現した。
- 匿名性の提供とKYCの欠如: 被告はリバースプロキシによりオリジンサーバのIPアドレスを隠蔽しただけでなく、契約時にメールアドレス以外の本人確認を行わない簡略化された手続を採用していた。これにより、米国での司法手続(情報開示命令)を経ても運営者が特定できないという「強固な匿名性」を提供し、運営者が法的追及を恐れずに侵害を継続できる環境を構築した。

② 故意・過失(予見可能性と結果回避可能性)

幫助責任の成立要件である過失について、裁判所は「本件通知(DMCA通知)」の受領をターニングポイントとした。

- 認識(予見可能性): DMCA通知には具体的なURLが記載されており、被告がこれを確認すれば、「Raw-Free」の記載やドメイン名の透かし、大量の漫画が無償公開されている状況から、海賊版サイトであることは一見して明らかであった。したがって、被告は侵害の事実を認識し得た(予見可能性あり)¹。
- 結果回避可能性: 被告は、サービス提供契約を解除(停止)することで、被告サーバ経由の送信を止め、侵害を防止することが技術的に可能であった。
- 作為義務の発生時期: 裁判所は、被告が通知を受領した後、その内容を確認し、社内的な手続を経てサービス停止の判断をするために必要な期間として「1ヶ月」を相当と認めた。この1ヶ月を経過した時点(以下「本件時点」)以降のサービス提供について、過失(作為義務違反)による幫助責任が成立すると判示した¹。

この「通知受領から1ヶ月」という猶予期間の設定は、プラットフォーム事業者の実務的な対応タイムラインとして、今後の重要な指標となる。

第4 抗弁の検討: 責任制限と権利制限

被告は、プロバイダ責任制限法による免責及び著作権法47条の4(電子計算機における利用に付随する利用)による適法化を主張して争ったが、裁判所はこれらを詳細に検討した上で排斥した。

4.1 プロバイダ責任制限法(争点2-2)

CDN事業者は同法3条1項の「関係役務提供者」に該当する。同条に基づく免責が認められるには、①侵害を知り得たと認めるに足りる相当の理由がないこと(第2号の反対解釈)、または②送信防止措置を講ずることが技術的に困難であること(柱書)が必要である。

① 相当の理由(知情性)

被告は、「DMCA通知は米国の法律に基づくものであり、日本のプロバイダ責任制限法上の『知ることができた』根拠にはならない」「通知に不備(記載要件の欠落)があった」と主張した。

しかし裁判所は、通知内容が具体的(URLの特定、代理人の明示)であり、サイトの外観から違法性が明白であることを重視し、形式的な不備や準拠法の違いを理由に認識可能性を否定することはできないとした¹。

② 送信防止措置の技術的可能性(過剰規制の反論)

被告は、「特定のコンテンツのみを削除・停止する技術的手段を持たず、ドメイン単位でのサービス停止しかできない。これは『過度な措置』であり、通信の秘密や表現の自由を侵害するため、措置を講じることが技術的に可能とは言えない」と主張した(OBU: Over Blocking of URLの議論)¹。

これに対し裁判所は、以下の理由から、本件においてはドメイン単位の停止措置も「技術的に可能」であり、法的にも許容されると判断した。

- 海賊版サイトの特性: 本件各ウェブサイトは4000タイトル以上を無許諾で配信する海賊版サイトであり、侵害コンテンツ以外の適法なコンテンツが存在するとは通常考え難い。
- 侵害の不可分性: サイト全体が侵害コンテンツへのアクセスを集める構造になっており、一部のコンテンツ停止では不十分である。
- 代替手段の存在: CDNを停止しても、オリジンサーバからの配信自体は(負荷の問題はあるにせよ)妨げられないため、運営者の表現の自由を根こそぎ奪うものではない。

4.2 著作権法47条の4の適用(争点2-4)

本件における最も先鋭的な法解釈の争点は、CDNによるキャッシュ行為が著作権法47条の4(旧47条の5)の権利制限規定により適法化されるか否かであった。被告は、CDNのキャッシュ配信は「自動公衆送信を中継するための送信を効率的に行うために……記録媒体に記録する場合」(同項第2号)等に該当し、適法であると主張した¹。

①「リバースプロキシ」と「フォワードプロキシ」の峻別

被告は、企業や学校等で用いられる「フォワードプロキシ(フォワードキャッシュ)」が同条の適用対象であるのと同様に、リバースプロキシも同条の趣旨により保護されるべきと主張した。

しかし裁判所は、技術的構造の違いに着目した。フォワードプロキシが「受信者側」に位置し、外部へのアクセスを効率化するものであるのに対し、CDN(リバースプロキシ)は「送信者側」に位置し、送信者の配信能力を増強するものである。被告サーバからのキャッシュ配信は、オリジンサーバからの送信の単なる「中継」ではなく、被告サーバ自体が送信主体となってエンドユーザにデータを送る行為(ただし法的な主体は運営者)であるため、同条第2号の「中継」の文言には形式的に該当しないとした¹。

②「付随する利用」の該当性とただし書

裁判所は、仮に同条柱書の「その他の付随利用」として検討したとしても、同条ただし書「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当すると判示した。

その理由は以下の通りである¹。

1. 市場の競合: 本件キャッシュデータの自動公衆送信は、エンドユーザによる漫画の閲読機会を直接的に提供・増加させるものであり、本来の著作物利用(閲読)に「付随」するものではなく、独立した利用行為としての側面が強い。
2. 対価回収の不能化: 原告らが有償で配信すべき漫画が無償で大量に公開されており、かつ被告が本人確認を行わずにサービスを提供したことで、権利者が運営者から対価を回収することを実質的に不可能にしている。
3. 不当な利益侵害: このような状況下でのキャッシュ利用を権利制限の対象とすることは、著作権者の市場を浸食し、利益を不当に害することは明らかである。

この判断は、技術的には「キャッシュ」であっても、その運用実態が海賊版ビジネスを支え、権利者の利益回収を阻害している場合には、著作権法のセーフハーバー(権利制限)の適用が排除されることを明確にしたものである。

第5 損害賠償額の算定: 実務へのインパクト

裁判所は、著作権法114条3項(使用料相当額)に基づき損害額を算定したが、その算定過程において採用された数値は、従来の裁判例と比較しても極めて高額な認定となっている。

5.1 算定式と基礎データ

損害額の算定式は、判決別紙に基づき以下の通り構築された¹。

\$\$損害額 = (総閲覧回数 \times 80\% [再読控除]) \times (1話単価 \times 80\% [使用料率])\$\$

① 閲覧数の認定 (SimilarWebデータの採用)

原告らは、アクセス解析ツール「SimilarWeb」による推計値を証拠として提出した。被告は「推計値に過ぎず不正確である」として争ったが、裁判所は、被告自身が正確なアクセスログを保有しているにもかかわらず提出しなかったことを指摘し、SimilarWebのデータに基づく推計値を事実として認定した(民事訴訟法上の証明妨害に近い評価)¹。

具体的には、サイト全体の月間アクセス数(最大3億回)に対し、平均滞在時間(約28分)と漫画を読む速度から、1アクセスあたり平均5話を閲覧したと推認した。さらに、同一ユーザによる読み返し等を考慮し、認定された閲覧総数の「8割」を損害算定の基礎とした¹。

② 1話単価の認定

原告各社の正規配信サイトにおける1話あたりの単価(30円～150円)を基礎とした。被告は「無料配信されている話数(第1話など)は0円とすべき」と主張したが、裁判所は「無料配信は宣伝広告のための措置であり、海賊版サイトでの無断配信において価値が0円になるわけではない」として、全ての配信話数について有償単価を適用した¹。

5.2 使用料率の認定: 80%の衝撃

本判決で最も注目すべきは、使用料率(ライセンス料率)を**80%**と認定した点である¹。

通常の電子書籍ビジネスにおける出版社の取り分(印税含む)は売上の50～60%程度、配信プラットフォームの手数料が30～40%程度とされることが多く、被告もこの相場(42～43%)を主張した¹。過去の判例(例:ヨミウリ・オンライン事件等)では、使用料率は数%～十数%に留まることも多かった。

しかし裁判所は、以下の事情を総合考慮し、80%という極めて高い料率を認定した。

1. 海賊版の悪質性: 通常の電子書籍ストアのようなDRM(コピー制御)がなく、透かしが入るなどの劣悪な環境であり、権利者が通常の使用料率で許諾することは考えられない。
2. 交渉力の欠如(仮定的意思): もし仮に権利者が海賊版サイトに許諾を与えるとすれば、リスクに見合う極めて高い料率(プラットフォーム取り分を極小化し、権利者取り分を最大化する料率)を要求するはずである。
3. 対価回収の困難性: 侵害を前提とした損害賠償であり、侵害者が利益(広告収入等)を得ていたとしても、その全額に近い額を吐き出させるのが相当である。

この「80%」という数字は、事実上の懲罰的要素を含むものであり、海賊版対策における賠償額の相場を一気に引き上げるリーディングケースとなる。

5.3 認容額の内訳

上記算定に基づき、各原告に対する認容額(弁護士費用等除く、損害元本の一部請求認容額)は以下の通りとなった¹。

原告	著作物	1話単価	損害算定閲覧数	算定損害額(円)	認容額(円)
KADOKAWA	著作物1	120円	1,149,630話	110,364,480	121,400,928
講談社	著作物2	150円	3,542,105話	425,052,600	126,500,000
集英社	著作物3	30円	91,278,038話	2,190,672,912	126,500,000
小学館	著作物4	60円	12,072,388話	579,474,624	126,500,000

※講談社、集英社、小学館については、請求額の上限である1億2650万円が満額認容された(実際の算定額はこれを大きく上回る)。KADOKAWAのみ、算定額が請求額に届かなかったため、実損額での認容となった。

第6 比較法的・実務的分析

6.1 「漫画村」事件等との比較

本判決は、サイト運営者そのものではなく、その周辺で収益を得たりインフラを提供したりする「中間者」の責任を問うという点で、広告代理店等の責任を認めた「漫画村広告事件」(東京地裁令和3年12月21日判決)⁹と軌を一にする。

漫画村広告事件では、広告代理店がサイト運営者に広告料を支払い資金提供したことが「幫助」と認定された。本件では、CDN事業者が技術的インフラと匿名性を提供したことが「幫助」とされた。両判決に共通するのは、「海賊版エコシステム」を支える周辺プレイヤーに対し、厳しい注意義務と結果回避義務を課す司法の姿勢である。

6.2 米国判例・実務との対比

米国では、ISPやCDNの責任についてDMCAの「セーフハーバー」規定 (§512) が中心的な争点となる。Cloudflareは米国においても同様の訴訟を多数抱えているが、多くの場合「受動的な導管 (passive conduit)」として免責を主張している。

本判決が、米国のDMCA通知に基づき、日本の民法上の「過失」を認定した点は興味深い。特に、米国でのディスカバリー手続が不調に終わった (KYC不備により運営者が特定できなかった) 事実が、日本の裁判所において「匿名性の提供による幫助」という心証形成に大きく寄与したことは、国際的な権利行使戦略 (Cross-border Enforcement) の有効性を示唆している。

6.3 実務への具体的影響と対策

本判決を受け、CDN事業者及び関連するインフラ事業者 (ホスティング、DNS等) は、以下の対応を迫られることになる。

1. **KYCの厳格化:** 契約時に身元確認を疎かにすることは、侵害発生時に「幫助者」と認定される直接的なリスク要因となる。少なくとも、司法手続において追跡可能な情報の取得が求められる。
2. 「1ヶ月ルール」の遵守: 信頼性のある侵害通知を受領した場合、漫然と放置せず、概ね1ヶ月以内に事実確認とサービス停止の判断を行う社内体制の構築が不可欠である。
3. 約款及び運用ポリシーの見直し: 侵害認定時にドメイン単位でのサービス停止を可能とする約款上の根拠を明確化し、「通信の秘密」や「検閲」との兼ね合いを整理しておく必要がある。

第7 結論

東京地裁令和7年11月19日判決は、デジタル著作権侵害の対策において、コンテンツ配信の「足回り」を支えるCDN事業者の法的責任を明確化した画期的な判決である。

裁判所は、技術的中立論やプロバイダ責任制限法の形式的な適用に逃げ込むことを許さず、事業者が享受する利益 (効率化・匿名化による顧客獲得) と、それによって引き起こされる権利侵害のリスクのバランスを厳格に問い直した。

特に、「通知受領後の放置は過失」「本人確認不備は幫助の一因」「海賊版への料率は80%」という3

つの司法判断は、今後のインターネット・ガバナンスにおける新たな規範(Norm)となり得る。Cloudflare側は「CDNは中立的なサービスであり、今回の判決は世界的に問題のある先例となる」と反発しており、控訴審での争いが予想されるが³、現時点において本判決は、海賊版サイト対策の新たな地平を切り拓いたものと評価できる。

引用文献

1. attachmentfile-file-206164.pdf
2. 「海賊版サイトへのCDN提供継続」で約5億円の損害賠償命令、クラウドフレアに出版4社勝訴, 11月 25, 2025にアクセス、
<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/2511/19/news124.html>
3. Cloudflare、約5億円の支払いを命じられた著作権侵害訴訟の判決を受け「CDNは中立的なサービス」と声明, 11月 25, 2025にアクセス、
<https://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/2064748.html>
4. Tokyo Court Orders U.S. IT Firm to Pay Damages over Pirated Manga | Nippon.com, 11月 25, 2025にアクセス、
<https://www.nippon.com/en/news/yjj2025111900153/>
5. Victory Against Cloudflare, Inc. (Copyright Infringement Judgment) We hereby report that on November 19, 2025, the Tokyo Distric, 11月 25, 2025にアクセス、
<https://www.shueisha.co.jp/wp-content/uploads/2025/11/notice20251119eng.pdf>
6. 漫画村事件：リバースプロキシ型サイトと巨額賠償 - note, 11月 25, 2025にアクセス、
<https://note.com/chosakuken/n/n334980f4178c>
7. 漫画海賊版損害賠償請求事件(対クラウドフレア) - 駒沢公園行政書士事務所日記, 11月 25, 2025にアクセス、<https://ootsuka.livedoor.biz/archives/52635393.html>
8. 記事原稿や画像の無断転載など著作権侵害の損害賠償額について解説, 11月 25, 2025にアクセス、<https://kigyobengo.com/media/useful/318.html>
9. 漫画村広告事件 広告料収入がほとんど唯一の資金源であった漫画の海賊版サイトに広告を出稿, 11月 25, 2025にアクセス、
<http://hirao-law-pat.in.coocan.jp/PDE/TPDFrecent/t20240508.pdf>